

●外貨普通預金規定(個人用)

改定前	改定後
<p>第8条(届出事項およびその変更)</p> <p>(4) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって当社にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</p> <p>第16条(規定の変更)</p> <p>当社は、いつでもこの規定を変更することができます。規定の変更後この預金には、変更後の規定が適用されるものとします。</p>	<p>第8条(届出事項およびその変更)</p> <p>(4) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって当社にお届けください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</u></p> <p>第16条(規定の変更)</p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

●外貨定期預金(愛称:外貨革命)規定(個人用)

改定前	改定後
<p>第7条(中途解約)</p> <p>当社がやむを得ないものと認めて中途解約を承諾し払戻す場合には、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、提出して下さい。この場合、当社は、預入日から解約日の前日までの実日数および当社所定の中途解約利率によって、1年を365日として日割計算した中途解約利息とともに、指定外貨普通預金口座に振替入金する方法により、この預金を払戻します。ただし、この預金の一部について解約することはできません。</p>	<p>第7条(中途解約)</p> <p>(1) <u>この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2) <u>この預金を前項により満期日前に解約する場合には、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、提出して下さい。この場合、当社は、預入日から解約日の前日までの実日数および当社所定の中途解約利率によって、1年を365日として日割計算した中途解約利息とともに、指定外貨普通預金口座に振替入金する方法により、この預金を払戻します。ただし、この預金の一部について解約することはできません。</u></p>

<p>(新設)</p> <p>第 15 条(規定の変更)</p> <p>(1) 当社は、いつでもこの規定を変更することができます。</p> <p>(2) 規定を変更した場合、変更前に預入れた満期日が未到来の預金にも、変更後の規定が適用されることがあります。</p>	<p>第8条(届出事項およびその変更)</p> <p><u>(4) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって当社にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。</u></p> <p>第 15 条(規定の変更)</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p><u>(3) 規定を変更した場合、変更前に預入れた満期日が未到来の預金にも、変更後の規定が適用されることがあります。</u></p>
--	--

●自動継続外貨定期預金(愛称:外貨革命)規定(個人用)

改定前	改定後
<p>第8条(中途解約)</p> <p>当社がやむを得ないものと認めて中途解約を承諾し払戻す場合には、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、提出して下さい。この場合、当社は、預入日(継続したときは継続日)から解約日の前日までの実日数および当社所定の中途解約利率によって、1年を365日として日割計算した中途解約利息とともに、指定外貨普通預金口座に振替入金する方法により、この預金を払戻します。ただし、この預金の一部について解約することはできません。</p>	<p>第8条(中途解約)</p> <p><u>(1) この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p><u>(2) この預金を前項により満期日前に解約する場合には、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、提出して下さい。この場合、当社は、預入日(継続したときは継続日)から解約日の前日までの実日数および当社所定の中途解約利率によって、1年を365日として日割計算した中途解約利息とともに、指定外貨普通預金口座に振替入金する方法により、この預金を払戻します。ただし、この預金の一部について解約することはできません。</u></p>

(新設)

第 16 条(規定の変更)

- (1) 当社は、いつでもこの規定を変更することができます。
- (2) 規定を変更した場合、変更後に預入れまたは継続されたこの預金に、変更後の規定が適用されるものとします。また、変更前に預入れまたは継続された満期日が未到来の預金にも、変更後の規定が適用されることがあります。

第9条(届出事項およびその変更)

(4) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって当社にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。

第 16 条(規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- (3) 規定を変更した場合、変更後に預入れまたは継続されたこの預金に、変更後の規定が適用されるものとします。また、変更前に預入れまたは継続された満期日が未到来の預金にも、変更後の規定が適用されることがあります。